平成２５年（フ）第８号
鹿児島県鹿屋市寿４丁目14番17号　マンション太陽101号、前住所鹿児島県肝属郡錦江町田代麓311番地５
債務者　久保　侑希（旧姓前村）
1　決定年月日時　平成25年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第２４号
島根県安来市広瀬町町帳300番地１
債務者　岩酒　寛和
1　決定年月日時　平成25年３月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで　松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９３号
熊本市西区沖新町482番地２
債務者　井手　伸治
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１４４号
熊本市西区島崎２丁目４番13号　フェリーチェカーサ島崎101
債務者　福田　義則
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１４５号
熊本市西区島崎２丁目４番13号　フェリーチェカーサ島崎101
債務者　福田　恵子
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１１号
青森県北津軽郡板柳町大字横沢字宮元74番地１　コーポｍｉｍｉ202号室
債務者　山田　晃義
1　決定年月日時　平成25年３月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第７号
栃木県那須郡那珂川町富山1427番地
債務者　菊池　睦美
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで　宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第１３号
青森県上北郡東北町字石坂18番地１
債務者　丹波るり子
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４号
青森県五所川原市大字稲実字開野76番地12
債務者　成田　龍子
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第２６２号
大阪市城東区蒲生２丁目６番１号　ビスタ京橋403
債務者　田村　武志
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６８３号
大阪市住吉区長居１丁目15番１―807号
債務者　松田美弥子
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９３２号
大阪府東大阪市高井田本通７丁目２番26―310号
債務者　小林　久美
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９４３号
大阪府門真市舟田町22番21号
債務者　大井　美子
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９９７号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田３丁目13番19号
債務者　和田　信次
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０７６号
大阪府東大阪市長田東３丁目３番45―913号
債務者　西口　賢二
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０８１号
大阪市住吉区遠里小野２丁目４番20―401号
債務者　上野　孝則
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０９１号
大阪市東成区中本５丁目12番41―201号
債務者　大澤　美晴（旧姓松下）
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部